

雨水浸透施設の設置補助

市では、地下水のかん養を促し、水環境の保全や雨水の流出抑制を図るため、雨水浸透施設（雨水浸透ます）の設置費用の一部を補助します。

補助金の交付を受けるには、設置工事着手前に申請することが必要です。

補助対象者

①又は②に該当する市民である個人（共有の住宅及び宅地においては代表者）。

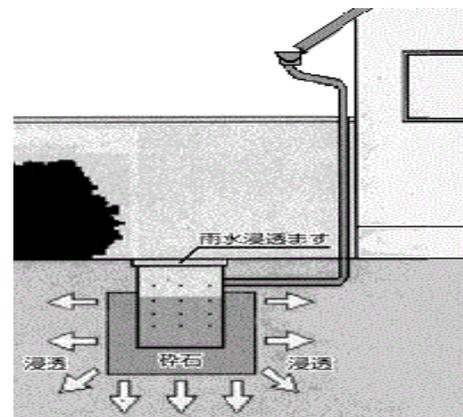
①市内に既存の戸建て住宅（※）及び当該宅地を所有する。

②市内に既存の戸建て住宅（※）を所有し、土地所有者の土地使用承諾を得ている。

※①②における住宅には、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅を含みます。

以下の場合には対象となりません。

- ・ 売買を目的とした住宅
- ・ 下水道使用料、下水道受益者負担金、市税を滞納している場合
- ・ 供用開始区域で、公共下水道を利用していない場合



補助対象要件

雨水浸透施設（雨水浸透ます）の設置が、今年度中に完了すること。

※急傾斜地崩壊危険区域は除く。

補助額

市の予算の範囲内において、工事に要した費用（消費税を含む）の**4分の3以内の額**（1,000円未満の端数は切り捨て）で**70,000円を限度**とします。

施工事業者

設置工事は、市長が指定した「東大和市指定排水設備工事事業者」が施工するものとします。

申請に必要なもの ※雨水浸透施設の設置工事着手前に申請が必要です。

申請は、年度内に1回を限度とします。

- ① 雨水浸透施設設置補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 案内図
- ③ 雨水浸透施設配置図
- ④ 工事見積書
- ⑤ 土地所有者の土地承諾書（申請者が当該土地の所有者でない場合）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

申請窓口・お問合せ

市役所 2階 1番窓口 下水道課（電話 042-563-2111 内線 1231）